# 和歌山県無電柱化推進計画

令和2年3月 和歌山県

# 目 次

# はじめに

- 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針
  - (1) 和歌山県における無電柱化の現状
  - (2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢
  - (3)無電柱化の対象道路
- 2. 無電柱化推進計画の期間
- 3. 無電柱化の推進に関する目標
- 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - (1)無電柱化事業の実施
  - (2) 占用制度の運用
  - (3) 関係者間の連携の強化
- 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項
  - (1) 広報·啓発活動
  - (2) 無電柱化情報の共有

#### はじめに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増している。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が平成28年に成立、施行された。

本県においては、平成30年9月の台風第21号の暴風雨により、多数の電柱 倒壊等の被害を受け、大規模な停電及び通信障害が発生し、県民生活に大き な影響を及ぼしたことを踏まえ、無電柱化の推進がより重要な課題となって いる。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、 都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である 都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく和歌山県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

#### 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

#### (1) 和歌山県における無電柱化の現状

和歌山県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が進められており、平成30年度末現在、県管理道路の約17kmで無電柱化が完了している。これは、県管理道路の約0.6%に過ぎない。

一方、県管理道路のうち緊急輸送道路が 1,032km あるものの、そのうち無電柱化された延長は約 13km(約1.2%)に留まっている。

# (2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、 良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進 していく必要がある。

魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全、安心なくらしを確保することを目指す取組みのひとつとして「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化を推進することとする。

#### (3) 無電柱化の対象道路

無電柱化の推進にあたっては、道路管理者、電線管理者、沿道住民等の合意形成のもと、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

#### ① 防災

緊急輸送道路など、災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため早期に無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車

道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

# ③ 景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

#### 2. 無電柱化推進計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

# 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和6年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

・約13kmの無電柱化整備に着手(事業中の箇所を含む)する。

無電柱化着手予定箇所一覧			
番号	路線名	箇所	着手延長 (km)
1	新宮停車場線	新宮市下本町~大橋通	0.4
2	(都)南港山東線	和歌山市西浜~秋葉町	1.0
3	(都)西脇山口線	和歌山市島~神波	0.4
4	新和歌浦線	和歌山市新和歌浦~和歌浦中	0.9
5	国道371号	橋本市市脇	0.4
6	紀伊田辺停車場線	田辺市湊~下屋敷町	0.2
7	泉佐野岩出線	岩出市備前~宮	0.8
8	鳴神木広線	和歌山市太田~鳴神	1.2
9	粉河加太線	和歌山市西庄~加太	2.8
10	和歌山海南線	和歌山市手平~小雑賀	1.5
11	国道370号	海南市名高~幡川	2.1
12	田辺港線	田辺市古尾~上ノ山	1.0
	_		12.6
※着手延長には事業中延長を含む			

※看手延長には事業中延長を含む

※上表は、和歌山県無電柱化地方部会(令和元年9月)における「実施 予定箇所」を記載。

「今後調整を要する箇所」については、関係機関との調整後、「実施予定 箇所」となった段階で、追加予定。

# 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

# (1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、収容する電 線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況、地域環境等に応じ、メンテ ナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法について積極 的に活用するなど、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ① 地中化方式

#### a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線 共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

# b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

#### c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

#### d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

#### ② 地中化方式以外の手法

#### a) 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

# b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

以上の整備手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それ ぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線方式又は裏配線方式を移設 補償として行う場合は、道路管理者が負担する。

#### ③ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業(道路の維持管理に関するものを除く)や市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される際、これらの事業の状況を踏まえつつ、当該事業の実施に合わせて行うことができる場合には、電線管理者と連携して無電柱化を実施する。道路管理者においては無電柱化が円滑に進むよう調整する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の 平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

このほか、工期短縮・施工の手戻り抑制を目的とした「引込み工事一括 施工」等の取り組みについても検討する。

# (2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

# ① 占用制限制度の適切な運用

国においては、防災の観点から、緊急輸送道路での新設電柱の占用を制限する措置(道路法第37条に基づく電柱による道路の占用禁止)を適切に運用している。

本県が管理する道路においても、令和元年 11 月から緊急輸送道路 (第 1 次~第 3 次) を占用制限区域として指定し、新たな電柱の占用を禁止したところである。

今後、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の 対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ 検討する。

# ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した 電線等について、占用料の減額措置を実施する。

# (3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる和歌山県無電柱化地 方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を 行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

また、電線管理者は、国・県・市町村とも連携して、迅速化やコスト縮減等につながる技術開発を進めつつ、様々な手法を活用しながら自らも無電柱化を進める。

# ② 工事・設備の連携

道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議、等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

また、電線共同溝整備完了箇所の電線及び電柱の撤去について、道路管 理者や電線管理者で構成する会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行い、 早期の無電柱化の実現に向けて取り組む。

#### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地 上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、 学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得 て進める。

# ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

# ⑤ 国、市町村との連携等

直轄国道、市町村道についても、県管理道路と連携して無電柱化を図ることが効果的な場合は、当該管理者と調整し、一体的な無電柱化に努める。また、市町村に対しては、情報提供や技術的な面での支援を図るとともに、無電柱化推進計画の策定を促すなど、市町村道の無電柱化を促進する。

#### 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

#### (1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の

協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、 無電柱化に関する広報・啓発活動等を行うよう努める。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、県報等を活用して周知し、理解を広げる。

# (2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。